

## ★ 利用者がベッドから落ちた ★

本会が会員から受ける相談の中には利用者がベッドから落ちてケガをしたというものもあります。本会保障制度は利用者がケガをしたから対象になるのではなく、原因が店舗側に責任がある場合に対象となります。利用者の不注意が原因の場合は対象にはなりません。

### ● 事例1 ベッドから降りるとき

ベッドから降りるときに滑り落ちてしまった。床についた足が滑った場合と、ベッドの端に座りお尻が滑った場合の2通りあります。いずれも、ベッドの端に座ったときに足先と床との間が離れているほど事故が発生する確率は高まります。踏み台を用意することや冬場の厚手靴下への対策として、滑り止めを敷くなどを検討しましょう。

### ● 事例2 着替えのとき

施術を終えた利用者がベッド上で着替える際にバランスを崩し転落してしまった。対策としてはベッドを降りてからの着替えを促すことですが、着替えの際に使う椅子を用意することも有効です。ベッドの上で着替える理由はベッドから降りて、立って着替えるより楽だから、などが考えられます。椅子を用意することでまずは降りるという意識が働き、ベッドでの着替えを減らすことが期待できます。ただ、椅子は座面が回るものやキャスター付きのものでは動いて座り損ね、事故が発生する恐れがあるため控えましょう。

### ● 事例3 端座位での施術のとき

端座位での施術中に利用者が意識を失い転倒してしまった。失神は転倒さえなければ大事に至ることはほぼありません。端座位での施術をしなければ失神は起こりにくく、仮に起きた場合でも転倒する恐れは軽減されます。伏臥位や側臥位の姿勢が辛い利用者に配慮して行った端座位での施術が仇になった例です。



事例1、2は利用者の不注意と判断されることが多く、余計なもめ事を起こさない意味でも未然に防ぎたい事故です。こうした事故は電動昇降ベッドを導入している店舗での発生をほとんど聞きません。電動昇降ベッド導入は落下防止が目的ではありませんが、導入メリットのひとつになります。

事例3は本会保障制度の対象で賠償金の支払い対象です。意識がない状態での転倒は手をつくことができず、頭や顔を床にぶつけ、裂傷を負うなど一生消えない傷を残す恐れがあり、回避しなければいけない事故のひとつです。

全ての事例にいえるのは、今まで大丈夫だったからといった根拠は事故防止の役には立ちません。これを機に店舗での対応を見直してみたいかがでしょうか。

### NOTE POINT

紹介した3つの事例のほかに  
体位変換やストレッチの時にベッドから落ちたケースもあり注意が必要です。

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル/クレーム対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など  
ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています(別途保険料が必要)

国家資格者

会員種別

正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に  
安心・安全を提供します

入会金無料

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】

民間施術者

会員種別

正会員B



# 一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: [info@jha-shugi.jp](mailto:info@jha-shugi.jp)

◎ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03 (6281) 8188

FAX: 03 (6281) 8187

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日) FAX 受付: 24時間年中無休

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 4-4-11 日本橋 SS ビル 2F